

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年5月31日まで縦覧に供する。

平成22年4月9日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成22年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人stella

更紗 憲治

高松市高松町758番地10

3 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で核家族化が進み、子供たちと大人との関わりが希薄化していく中で、地域の中での子供たちの見守りや、保護者間での交流の場の提供、子育ての悩みや、母親の就労支援などを含み、世代間を越えた交流の場を設定し、子供が安心して生活ができる事や、子育てが安心してできる地域を作り、ネットワークを構築していくことに寄与することを目的とする。